



2014年5月12日

各 位

会 社 名 広栄化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 神田 直哉
コード番号 4367（東証第2部）
問合せ先 総務人事室（広報）
(TEL : 03-6837-9300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2014年5月12日開催の取締役会において、下記のとおり定款一部変更議案の上程について決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件は2014年6月26日開催予定の定時株主総会で正式に決定される予定であります。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社目的事項について必要な改正を行うものであります（変更案第2条）。
- (2) 社外取締役の責任限定契約を締結することを可能とするため必要な改正を行うものであります（変更案第21条）。なお当該部分については当社監査役全員の同意を得ております。
- (3) 剰余金の配当等について取締役会決議によって行うことを可能とする規定について、文言の整理等必要な改正を行うものであります（変更案第29条）。
- (4) その他必要に応じて所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次頁のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の製品の製造、加工および売買ならびに輸出入 (1) 有機工業薬品および無機工業薬品 (2) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品および医療用具 (3) 農薬および肥料 (4) 食品添加物および飼料添加物 (5) 染料その他各種化成品 (6) 合成樹脂その他高分子化合物 (7) <u>化学懐炉</u> (8) <u>土質の改良に関する製品</u> 2. 前号の各製品に関する設備の設計、技術指導およびプラントの売買 3. 化学分析その他各種分析、試験および検査 4. 不動産の賃貸および管理 <u>5. 前各号に付帯関連する一切の事業</u>	(目 的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の製品の製造、加工および売買ならびに輸出入 (1) 有機工業薬品および無機工業薬品 (2) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品および医療用具 (3) 農薬および肥料 (4) 食品添加物および飼料添加物 (5) 染料その他各種化成品 (6) 合成樹脂その他高分子化合物 (7) <u>土質の改良に関する製品</u> 2. 前号の各製品に関する設備の設計、技術指導およびプラントの売買 3. 化学分析その他各種分析、試験および検査 4. 不動産の賃貸および管理 <u>5. 倉庫業</u> <u>6. 前各号に付帯関連する一切の事業</u>
(省略)	(現行どおり)
(新設)	<u>(社外取締役の損害賠償責任)</u> <u>第21条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 <u>21</u> 条 ～ (省略) 第 <u>27</u> 条	第 <u>22</u> 条 ～ (現行どおり) 第 <u>28</u> 条
(剰余金の配当決定機関) 第<u>28</u>条 当社は、<u>取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</u> <u>② 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によつては行わない。</u>	(剰余金の配当決定機関) 第<u>29</u>条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u> (削 除)

第 <u>29</u> 条 ～ 第 <u>30</u> 条	(省略)	第 <u>30</u> 条 ～ 第 <u>31</u> 条	(現行どおり)
-------------------------------------	------	-------------------------------------	---------

3. 改正日

平成 26 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会決議で改正いたします。

以 上